

[illegible]

調達要求番号：G 2 4－C 2 8－2 0 0 0 3 5 2 8 2 4－0 0

海 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号等		仕 様 書 番 号	M 2 P－V－3 0 7 5 7－1 3
名 称	T 7 0 0 エンジン	防衛大臣承認年月日	
	洗浄用ホース	作 成 年 月 日	平成 2 5 年 7 月 1 9 日
	-----	改 正 年 月 日	令和 8 年 6 月 3 0 日
	航空機等整備用器材 (カタログ製品)	補給本部航空機部航空機第 1 課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊の航空機等整備用器材として使用する航空機整備用器材カタログ製品（以下“器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。

1.2.1

契約担当官等

海上自衛隊経理事務取扱規則（令和 8 年海上自衛隊達第 3 3 号）第 3 条第 1 8 項に規定する契約担当官等をいう。

1.2.2

海自ロジスティクス基盤システム

海上自衛隊のロジスティクス活動を支える情報システムであり，海上自衛隊が保有する装備品等の構成や諸元，メンテナンスや会計等，様々なデータを保持するデータ基盤である。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書等は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお，関連文書については，この仕様書に規定した事項の理由を助けるためのものであり，この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 規格

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

2) 仕様書

M 1 2 S－G－0 0 0 1 7 海自ロジスティクス基盤システム用基礎データ
作成共通仕様書

3) 法令等

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）

海上自衛隊経理事務取扱規則（令和8年海上自衛隊達第33号）

海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第143号。令和8年3月27日）

b) 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）

2 製品に関する要求

2.1 一般事項

この器材は、航空機等整備用器材として機能及び性能が良好で、かつ、十分な安全性及び耐久性を有するものとする。また、この製品の仕様は **2.3**、**2.4** 及び **2.5** に規定する事項を除き、製造会社の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

2.3 機能・性能

この器材は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組み込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

なお、この規定の適用については、調達要領指定書による。

2.4 塗装

塗装は、調達品目表によって指定する場合を除き、製造会社の社内規格による。

2.5 製品の表示

2.5.1 一般事項

銘板の種類は、**NDS Z 8011** に示す1種銘板とする。ただし、調達品目表に定める場合は、その指示による。

2.5.2 装備品QRコード

装備品QRコードの表示は、**M12S-G-00017** の **4.4** に基づき、QRコードを表示する。ただし、QRコードの貼付によって、運用上の安全を確保できない、又は支障を及ぼす懸念がある場合は、QRコードを表示しない旨を調達要領指定書により指定する。

3 監督・検査

検査は、海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第143号。8.3.27）別冊 別紙第27 標準資料監督・完成検査実施要領を標準とするほか、提出書類について書類審査を行う。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、**NDS Z 0001**の5及び**M12S-G-00017**の4.5による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、特に調達要領指定書により指定する場合を除き、**表1**による。

表1－提出書類

番号	書類名	提出先及び部数	
		海上自衛隊 補給本部	現品添付
1	終了届（検査等申請書） ^{a)}	1	—
2	検査成績書	1	1
3	取扱説明書	1 ^{b)}	—
4	装備品等の構成要素データ ^{c), d)}	M12S-G-00017 による。	
5	メンテナンス関連データ ^{c), d)}	M12S-G-00017 による。	
6	類別引用資料 ^{a), c)}	M12S-G-00017 による。	
7	納品書	—	6 ^{e)}
注^{a)} 海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第143号。令和8年3月27日）による。 注^{b)} 電子媒体（PDF形式）とする。 注^{c)} 過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は省略できるものとする。 注^{d)} M12S-G-00017 の6.1に基づき、基礎データ作成支援ツールを使用し、提出する。 注^{e)} 防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号			

a) 取扱説明書 取扱説明書（又は、操作手順書等）は、調達品目表に定める場合を除き、会社既版（日本語版）のものとする。

b) 類別引用資料 類別引用資料は、**M12S-G-00017**によって作成

し、納入の2か月前までに補給本部航空機部航空機第1課に提出するものとする。

5.2 附属品・予備品

附属品及び予備品が必要な場合は、調達品目表に定めるものとする。

5.3 据付・調整

据付及び調整が必要な場合は、調達品目表によって指定する。

6 その他

この仕様書について疑義が生じた場合、契約担当官等と協議するものとする。

調 達 品 目 表

調達要求番号	G24-C28-2000352824-00	作成部課	補給本部航空機部航空機課第1課
調達要求年月日	令和8年7月1日	作成年月日	令和8年7月1日
仕様書番号	M2P-V-30757-13		

2 製品に関する要求

2.2 品名及びカタログ製品名

この器材の品名、数量及び規格等は、次による。

品名等

品 名	カタログ製品（型式名） ^{a)}	数 量	品目コード
T700エンジン 洗浄用ホース	株式会社ヤマダコーポレーション P/N SCH-30B-R 株式会社IHIジェットサービス P/N J-01546 又は同等品（他社の製品を含む。）	1	SCH-30B-R(J4517)
			J-01546 (J1671)

注 ^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2.5 製品の表示

2.5.1 一般事項

製品の表示は、品名、品目コード、部品番号、製造年月、製造会社及び製造者名を表示するものとし、表示要領は製造会社の規格による。

5 その他の指示

5.2 附属品・予備品

附属品及び予備品は、製造会社規定のものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	補本航1第210号
	調 達 要 求 番 号	G24-C28-2000352824-00
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年7月1日
	作 成 部 課	補給本部航空機部航空機第1課
	作 成 年 月 日	令和8年7月1日
品 名	T700エンジン洗浄用ホース	
仕 様 書 番 号	M2P-V-30757-13	
指定事項：本調達は，次による。 2 製品に関する要求 2.3 機能・性能 この器材においては，本規定を適用しない。 2.5.2 装備品QRコード QRコード表示は実施しない。		